

一般廃棄物処理施設整備基本設計策定業務報告書

概 要 版

令和2年3月

能代山本広域市町村圏組合

目 次

1. 基本設計の目的.....	1
2. 施設整備の基本方針.....	1
3. 施設整備の基本条件.....	2
(1) 建設地及び事業実施区域.....	2
(2) 人口.....	3
(3) ごみ量.....	3
(4) 計画年間ごみ処理量の設定.....	3
(5) 計画ごみ質.....	4
(6) 施設規模.....	4
1) 可燃ごみ処理施設の規模.....	4
2) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の規模.....	4
(7) 公害防止基準.....	5
4. 環境保全計画.....	6
(1) 排ガス対策.....	6
(2) 排水対策.....	6
(3) 騒音対策.....	6
(4) 振動対策.....	6
(5) 悪臭対策.....	6
5. 残さ処理計画.....	6
(1) 可燃ごみ処理施設における残さ処理計画.....	6
(2) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設における残さ処理計画.....	6
6. 余熱利用計画.....	7
(1) 本施設の余熱利用の基本方針.....	7
(2) 外部環境（東北電力への系統連系の状況）.....	7
(3) エネルギー利用の優先順位.....	7
1) 系統連系を活用できない期間.....	7
2) 系統連系を活用できる期間.....	7
7. プラント計画.....	7
(1) 可燃ごみ処理施設.....	7
(2) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設.....	8
8. 建築計画.....	8
(1) 諸室計画.....	8
(2) バリアフリー計画.....	8
(3) 見学・学習機能計画.....	8
(4) 建築デザイン計画.....	8
(5) 建築構造計画.....	8
(6) 建築設備計画.....	8

(7) 外構計画	8
(8) 配置計画	8
9. 造成計画	10
(1) 計画地盤高さ	10
(2) 造成方法	10
(3) 取付道路	10
(4) 雨水排水	10
10. 事業全体スケジュール	10

1. 基本設計の目的

能代山本広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、圏域である能代市、藤里町、三種町及び八峰町から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを処理するため、南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理工場を設置し、施設の維持管理・運営を行っている。南部清掃工場は平成7年の稼働開始後24年が、北部粗大ごみ処理工場は昭和61年の稼働開始後33年がそれぞれ経過しており、設備・装置等の老朽化が進行してきている。こうした状況を踏まえ、組合の最適な廃棄物処理システムの構築を目的として、現行施設の統合や規模、効率や経済性を含めて、検討・整理した「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を平成28年3月に策定した。その後、基本構想を踏襲して新たな一般廃棄物処理施設の処理方式や用地選定、最終処分場の在り方について検討することを目的として、「一般廃棄物処理施設整備検討委員会」を設置し、同委員会の答申を受け、南部清掃工場の更新施設として新たな可燃ごみ処理施設をストーカ式焼却方式にて建設すること、北部粗大ごみ処理工場の更新施設として不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を可燃ごみ処理施設に併設して建設すること、また、これらの2施設を能代市竹生地区に整備することを決定してきたところである。

一般廃棄物処理施設整備基本設計策定業務については、基本構想で掲げた「施設整備の基本方針」に則った可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（以下、総称して「本施設」という。）の整備・運営事業の推進に向けて、圏域から搬入されるごみ量、ごみ質及び建設地の状況及び都市計画条件等を把握したうえで、本施設の施設規模、環境保全計画、余熱利用計画及び残さ処理計画を定めるとともに、機械設備及び建築に係る整備内容、配置動線計画、工事工程、財源計画及び運営・維持管理計画等の基本的な事項を定めることを目的として実施するものである。

2. 施設整備の基本方針

施設整備の基本方針

（１）生活環境の保全に配慮した施設

可能な限り環境負荷を低減し、施設周辺的生活環境の保全に努めるものとする。また、国及び県の基準より厳しい、自主基準を定め、公害の発生を防止するとともに、自主基準を遵守していることを明らかにするため、排ガス濃度等の運転状況を公開する。

（２）循環型社会に貢献する施設

ごみの焼却処理に伴って発生する熱を積極的に回収して、有効利用し、化石燃料の使用量を抑制して温室効果ガスの排出抑制に寄与する施設とする。

（３）災害に強い施設

東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時にも稼働を確保できる施設とする。

（４）地域コミュニティの場として活用できる施設

施設建設用地の一部を活用して、地域住民の交流の場を確保し、地域振興に貢献できる施設とする。

（５）経済性、効率性に優れた施設

施設の建設だけでなく、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を意識した施設とする。また、効率的な施設運営を目指す。

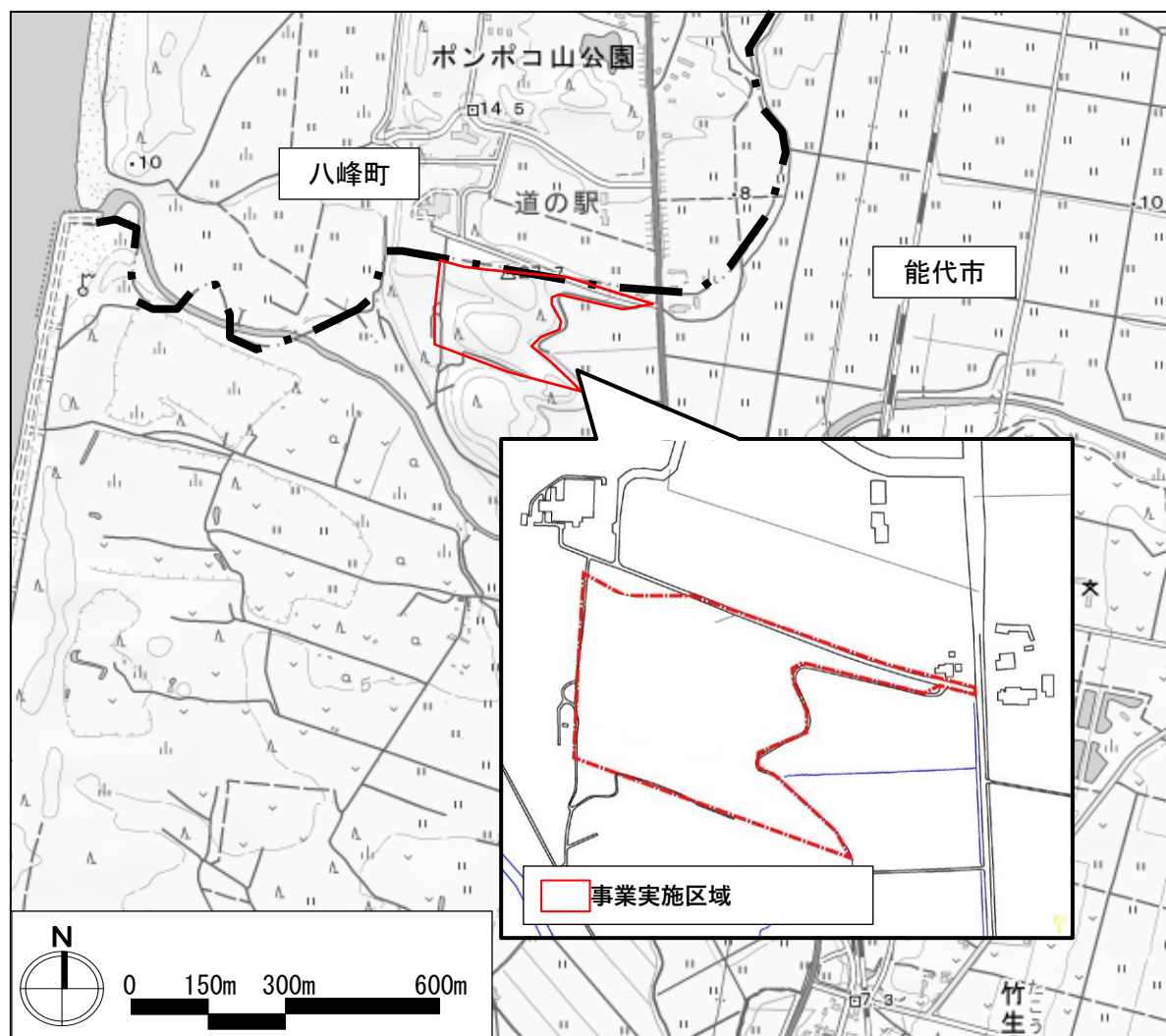
3. 施設整備の基本条件

(1) 建設地及び事業実施区域

建設地の場所、事業実施区域の面積及び都市計画の指定状況を以下に示す。

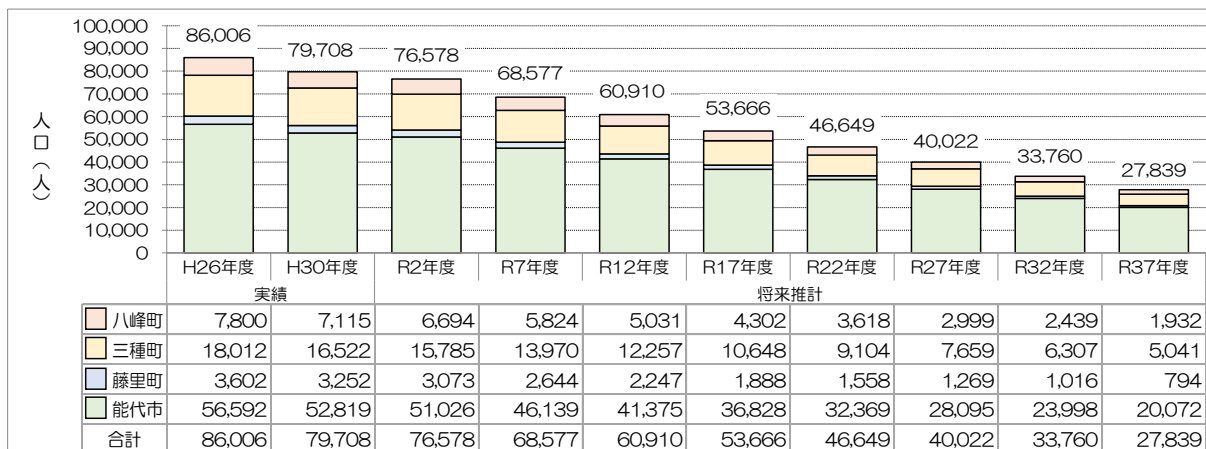
建設地の都市計画の指定状況

	建設地の場所	能代市竹生字天神谷地 122-1、121-1、122-3、121-4
	事業実施区域面積	約 5.2ha
	都市計画区域の内外	都市計画区域内
	用途地域	非線引都市計画区域
	建ぺい率	70%以下
	容積率	200%以下
	日影規制 (日影発生時間を右記時間未満とする)	敷地境界線から 5m を超える範囲：5時間 10m を超える範囲：3時間 (測定水平面の高さ：4m)
	道路高さ制限	前面道路の反対側境界線からの水平距離×1.5 以内
	隣地高さ制限	基準高さ 31m+隣地境界線からの水平距離×2.5 以内
	地区計画区域	指定なし
	都市計画緑地	指定なし
	都市計画公園	指定なし
	防火地域	指定なし
	高度地区	指定なし
	砂防指定地	指定なし



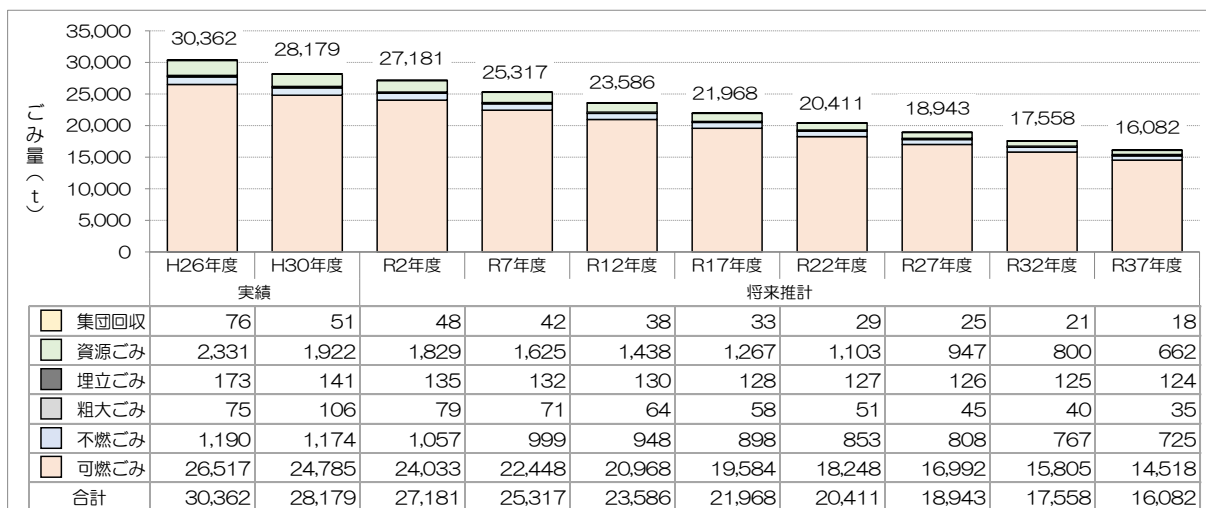
(2) 人口

構成市町の人口推移を以下に示す。将来人口は減少傾向にあり、令和 37 年度においては、平成 30 年度の半分以上の人口となる。



(3) ごみ量

ごみの分別区分毎のごみ量推移を以下に示す。ごみの分別区分のうち、本施設の処理対象ごみとなるのは、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみである。



(4) 計画年間ごみ処理量の設定

本施設は、令和 8 年 4 月の供用開始を目標としている。組合においては、経年的にごみ量が減少する予測であることから、施設稼働当初のごみ量が最大となる。このため、本施設の計画目標年度を令和 8 年度と設定する。計画目標年度における本施設の処理対象ごみ別のごみ量は以下に示すとおりである。

区 分	ごみ量
可燃ごみ処理施設	22,447 t / 年
可燃ごみ	22,151 t / 年
不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ	296 t / 年
不燃ごみ・粗大ごみ処理施設	1,026 t / 年
不燃ごみ	956 t / 年
粗大ごみ	70 t / 年

(5) 計画ごみ質

組合の既存施設である南部清掃工場の平成 26 年度～平成 30 年度におけるごみ質分析結果を基に、可燃ごみ処理施設の計画ごみ質を、北部粗大ごみ処理工場の平成 26 年度～平成 30 年度における搬出量を基に、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の計画ごみ質を設定した。

■可燃ごみ処理施設の計画ごみ質

項 目			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		(kcal/kg)	1,300	2,000	2,700
		(kJ/kg)	5,500	8,500	11,500
三成分	全水分	(%)	61.6	54.1	46.6
	灰分	(%)	6.2	5.3	4.4
	可燃分	(%)	32.2	40.6	49.0
単位体積重量		(t /m³)	0.303	0.247	0.191

(可燃分(基準ごみ)中の元素組成)

	炭素	水素	窒素	硫黄	塩素	酸素	可燃分
乾ベース	58.07%	8.13%	0.93%	0.05%	0.44%	32.38%	100.00%

■不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の計画ごみ質

鉄	アルミ	可燃残さ	不燃残さ	合計
20.3%	0.9%	28.8%	50.0%	100.0%

(6) 施設規模

1) 可燃ごみ処理施設の規模

計画目標年度である令和 8 年度の計画年間ごみ処理量を年間日数 365 日で除した計画年間日平均処理量、実稼働率及び調整稼働率から以下のとおり算出し、80 t/日と設定する。

施設規模＝計画年間日平均処理量÷実稼働率^{※1}÷調整稼働率^{※2}

＝(22,447 (t/年) ÷ 365 日) ÷ 0.808 ÷ 0.96

＝61.5 (t/日) ÷ 0.808 ÷ 0.96＝79.3 (t/日) ÷ 80 (t/日)

※1：295 日(年間停止日数 70 日で設定(注1)) ÷ 365 日 ÷ 0.808

(注1) 組合における処理対象ごみ量は供用開始 1 年目以降漸減にあり、20 年目の令和 27 年度には対令和 8 年度比で約 3/4、30 年目の令和 37 年度には約 2/3 に減少すること、また、ストーカ方式の稼働実態としては、年間稼働日数は 300 日を超えていることを考慮し、想定操炉計画における年間停止日数を 70 日と設定する。

※2：故障の修理、やむを得ない一時休止等のため処理能力が低下することを考慮した係数であり、環境省通知では 96%としている。

2) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の規模

計画目標年度である令和 8 年度の計画年間日平均処理量、実稼働率及び計画月変動係数から以下のとおり算出し、5 t/日と設定する。

施設規模＝計画年間日平均処理量÷実稼働率^{※3}×計画月変動係数^{※4}

＝(1,026 (t/年) ÷ 365 日) ÷ 0.740 × 1.32

＝2.8 (t/日) ÷ 0.740 × 1.32＝5.0 (t/日) ÷ 5 (t/日)

※3：270 日(注2) ÷ 365 日 ÷ 0.739

(注2) 日曜日、正月休み、第一・第三土曜日、祝日を除く稼働日数を 270 日と設定する。

※4：計画月変動係数は平成 26 年度～平成 30 年度の各年度の月最大変動係数の平均である 1.32 と設定する。

(7) 公害防止基準

本施設の整備に当たり、各種法律及び近隣自治体の事例を踏まえ設定した排ガスの基準値をはじめとする各種公害防止基準を以下に示す。

項 目		基準値	法規制値等
排ガス	ばいじん (g/m ³ N) ※ ¹	0.01 以下	0.08 以下
	硫黄酸化物 (ppm) ※ ²	50 以下	K 値規制※ ³ K 値=17.5
	窒素酸化物 (ppm)	100 以下	250 以下
	塩化水素 (ppm)	50 以下	430 以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N) ※ ⁴	0.1 以下	1.0 以下
	水銀 (μg/m ³ N)	30 以下	左記基準値は法規制値で設定している。
排 水	本施設から排出されるプラント排水及び生活排水については敷地外には排水しないクローズドシステム（無放流方式）とし、雨水排水については雨水処理設備による地下浸透とする。		—
騒 音	昼間（午前 8 時～午後 6 時）(dB)	65 以下	事業実施区域は規制区域に指定されていないため、左記基準値は騒音規制法で定める第 3 種区域の基準値を準用して設定している。
	朝夕（午前 6 時～午前 8 時及び午後 6 時～午後 9 時）(dB)	60 以下	
	夜間（午後 9 時～翌午前 6 時）(dB)	50 以下	
振 動	昼間（午前 8 時～午後 7 時）(dB)	65 以下	事業実施区域は規制区域に指定されていないため、左記基準値は振動規制法で定める第 2 種区域の基準値を準用して設定している。
	夜間（午後 7 時～翌午前 8 時）(dB)	60 以下	
悪 臭	悪臭防止法で定める特定悪臭物質ごとに規制基準値以下とする。		事業実施区域は規制区域に指定されていないため、左記基準値は悪臭防止法で定める特定悪臭物質ごとの基準値を準用して設定している。
焼却灰及び飛灰固化物	カドミウム (mg/L)	0.3 以下	左記基準値は法規制値で設定している。
	鉛 (mg/L)	0.3 以下	
	六価クロム (mg/L)	1.5 以下	
	ひ素 (mg/L)	0.3 以下	
	水銀 (mg/L)	0.005 以下	
	セレン (mg/L)	0.3 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	1,4 ジオキサン (mg/L)	0.5 以下	
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/g) ※ ⁴	3.0 以下	

※¹：m³N は、排ガス量などの体積を表す単位で、温度 0℃、1 気圧の標準状態に換算した 1m³ のガス量を表す。

※²：ppm は、濃度の単位で 100 万分の 1 を表す。例えば、1m³ の空気中に 1 cm³ の二酸化硫黄が混じっている場合の二酸化硫黄濃度を 1ppm と表す。

※³：硫黄酸化物の排出基準値は K 値規制で行われる。これはそれぞれの地域ごとに定められる K 値と、施設の有効煙突高さから排出基準を算出する方式で、煙突による拡散効果を考慮した規制方式となっている。煙突高さ 59m、排ガス量 11,410m³N/h、排ガスの排出速度 20m/s、排ガス温度 140℃の条件で試算すると、K 値=17.5 は約 6,480ppm となる。

※⁴：n（ナノ）は 10 の整数乗倍を表す接頭語であり、10⁻⁹（10 億分の 1）（μ（マイクロ）は 10⁻⁶（100 万分の 1）を表す。TEQ は毒性等量であることを示す。ダイオキシン類は、200 種類以上の異性体が存在し、毒性があるのは 29 種類である。毒性はそれぞれ異性体によって異なるので、最も毒性が強い 2,3,7,8-TeCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の異性体の毒性の強さを換算した係数が用いられる。ダイオキシン類の量や毒性は、この毒性等価係数（TEF）を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値（毒性等量（TEQ））が用いられる。

4. 環境保全計画

(1) 排ガス対策

可燃ごみ処理施設から発生する排ガスは、法令等基準値に対して、より厳しい基準値を設けて、最新の技術により適正に処理することで基準値を遵守する。その対策として、ばいじんはろ過式集じん器にて捕集し、塩化水素及び硫酸化物は消石灰や炭酸水素ナトリウム等のアルカリ剤と反応させる乾式法を、窒素酸化物はアンモニア水や尿素水等の還元剤と反応させる無触媒脱硝法を用いて基準値以下まで除去する計画とする。ダイオキシン類及び水銀については、活性炭により吸着し、ろ過式集じん器にて捕集する。

(2) 排水対策

本施設から排出されるプラント排水及び生活排水は、クローズドシステム（無放流方式）とすることで、建物外部に流出させない計画とする。雨水排水は、一部はプラントの再利用水として使用し、その他は雨水浸透設備により地下浸透する計画とする。

(3) 騒音対策

騒音源のひとつとなる出力の大きな原動機を持つ設備については、低騒音型の機器を採用するとともに、著しい騒音を発生する機器類については、騒音の伝播を緩和させるため、隔壁及び防音室を設け、機器側における騒音が約 85dB を超えると予想される機器については、原則として減音対策を施す計画とする。また、騒音を発生する機器を設置する部屋の壁及び天井には、吸音材を貼る計画とする。

(4) 振動対策

振動源のひとつとなる出力の大きな原動機を持つ設備については、十分な防振対策を施すこととし、著しい振動を発生する機器類は、振動の伝播を緩和させるため、緩衝材又は堅固な基礎を設ける等、振動が施設全体に及ばないように配慮した計画とする。また、振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くし、小梁を有効に配置するといった構造強度を確保する計画とする。

(5) 悪臭対策

主な臭気発生源はプラットホーム及びごみピットである。プラットホームは臭気が外部に漏れない構造かつ、プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設け、プラットホーム内の臭気漏洩を防止する計画とする。ごみピットは投入扉を気密に保ち、ピット内を負圧に保つことで、外部に臭気が漏洩しない計画とする。また、ごみピット内を負圧に保つために吸引した空気は燃焼用空気として焼却炉内へ送り込み、高温で分解する計画とする。

5. 残さ処理計画

(1) 可燃ごみ処理施設における残さ処理計画

可燃ごみ処理施設から発生する最終生成物である焼却灰及び飛灰固化物の処理について、北東北圏内にある資源化技術を有する事業者（セメント原料化事業者）及び近隣の埋立処分事業者に、将来の 20 年間の長期的な受入契約の可能性を確認すべくアンケート調査を実施した。その結果、資源化事業者から現時点では長期受入契約は難しいと回答があった。そのため、当面は長期受入契約も可能であるとの回答が得られた埋立処分事業者へ委託を行う計画とする。

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設における残さ処理計画

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設から発生する最終生成物である鉄及びアルミは、引取業者に引き渡し、資源化する計画とする。また、可燃残さは可燃ごみ処理施設にて焼却処理し、不燃残さは、近隣の埋立処分事業者へ委託し、埋立処分を行う計画とする。

6. 余熱利用計画

(1) 本施設の余熱利用の基本方針

焼却処理する廃棄物から可能な限り高効率にエネルギーを回収し、通常時及び災害時の安定したエネルギー源として自立するとともに、回収したエネルギーを利用先へ効率的かつ安定的に供給する。

(2) 外部環境（東北電力への系統連系の状況）

東北北部エリアでは送電線の空容量が無く、系統連系が出来ない状況である。そのため東北電力では、電源接続案件募集プロセスを実施し、系統増強を行うこととしている。本案件による系統増強工事は10年以上かかる見込みであり、仮に接続できるとしてもこの工事の完了以降となり、接続に係る費用負担も高額になるとされている。

(3) エネルギー利用の優先順位

1) 系統連系を活用できない期間

① 安定したごみ処理へのエネルギー利用

- i 可燃ごみ処理施設にて自己消費（蒸気）
- ii 可燃ごみ処理施設にて自己消費（電力）
- iii 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設に供給（電力）
- iv 場内ロードヒーティング設備に供給（温水）

② 地域に貢献するエネルギー利用

- ・ 自営線の設置による電力供給や熱導管の設置による熱供給

2) 系統連系を活用できる期間

① 系統連系を活用できない期間に採用したエネルギー利用の継続

② 系統連系を活用した電力供給

7. プラント計画

(1) 可燃ごみ処理施設

設 備 名	仕 様 概 要	
受 入 供 給 設 備	ピット&クレーン方式	
	切断機（粗大ごみ用）	
燃 焼 設 備	ストーカ式焼却方式	
燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	廃熱ボイラ方式	
排 ガ ス 処 理 設 備	ばいじん	ろ過式集じん器
	塩化水素・硫酸化合物	乾式 HCl・SO _x 除去装置
	窒素酸化物	無触媒脱硝装置
	ダイオキシン類・水銀	ろ過式集じん器、活性炭吹込み装置（必要に応じて）
余 熱 利 用 設 備	蒸気タービン発電、場内給湯、構内道路の融雪など	
通 風 設 備	平衡通風方式	
灰 出 し 設 備	処理	焼却灰 : なし 飛灰 : 薬剤処理
	貯留搬出	焼却灰 : ピット&クレーン方式 飛灰固化物 : バンカ方式又はピット&クレーン方式
給 水 設 備	プラント用水	上水及び井水
	生活用水	上水及び井水
排 水 処 理 設 備	プラント系排水	クローズドシステム（無放流方式）
	生活系排水	クローズドシステム（無放流方式）
	ごみ汚水	ろ過後炉内噴霧又はごみピット返送
電 気 設 備	高圧1回線受電	
計 装 設 備	分散型自動制御システム	

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

設 備 名	仕 様 概 要
受入供給設備	受入貯留ヤード+ダンピングボックス+受入ホッパ方式
破碎設備	低速回転式（不燃ごみ、粗大ごみ共用） 高速回転式（不燃ごみ、粗大ごみ共用）
選別設備	機械選別方式（鉄、アルミ、不燃物、可燃物）
貯留搬出設備	鉄、アルミ：貯留ホッパ→ストックヤード→搬出 可燃残さ：貯留ホッパ→可燃ごみ処理施設ごみピット 不燃残さ：貯留ホッパ→搬出 処理不適物：ストックヤード→搬出

8. 建築計画

(1) 諸室計画

ごみ処理の安定稼働のために必要な諸室を設けるとともに、円滑かつ安全な搬入出、各種処理、見学受入等が行え、作業員の安全性を確保することが可能な計画とする。また、大規模修繕等の更新やメンテナンス性に配慮する計画とする。

(2) バリアフリー計画

「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」をはじめとした各種法令・条例に基づくとともに、多様な利用者のニーズに応え、子ども、高齢者や車いす利用者なども円滑に施設を利用できるよう配慮した計画とする。

(3) 見学・学習機能計画

1市3町の小学生をはじめとした市民等の見学者に対し、1市3町が進めているごみ減量化の取り組みを紹介することやごみの発生から処理までの過程を理解していただくために、映像展示、実物展示、体験型展示、タッチパネルディスプレイなど五感を使った展示内容を盛り込み、見学者が主体的に学び、楽しむことができる見学・学習設備を設ける計画とする。

(4) 建築デザイン計画

建物形状は、高さを抑え、圧迫感を軽減するとともに、外観の色彩、材質に配慮し、国道や道の駅みねはま、ポンポコ山自然公園等の施設からの眺めに配慮したデザイン計画とする。

(5) 建築構造計画

本施設は、災害時の被災を最小限とし、施設の継続した運用が求められること、見学者の受け入れを行う施設であることを考慮した計画とする。

(6) 建築設備計画

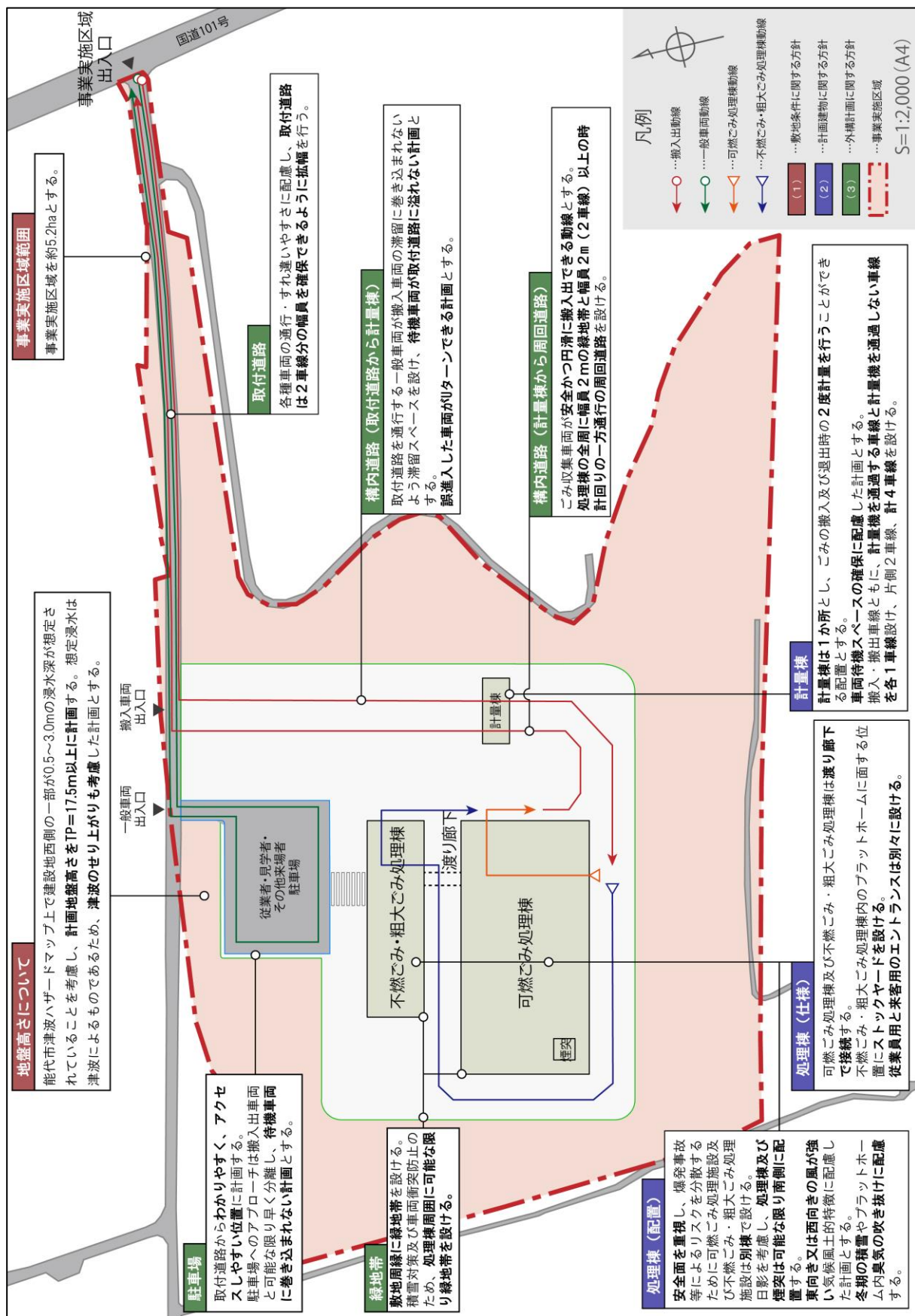
省エネルギー化、自然エネルギーの活用等環境負荷低減に配慮した計画とする。また、設備機器の清掃、点検、更新のしやすさやメンテナンス性に優れた計画とする。

(7) 外構計画

構内道路や駐車場の計画は安全な歩行者動線の確保に配慮した計画とするとともに、凍結防止策を施した計画とする。構内サインや照明計画は安全でわかりやすい動線を形成することが可能な計画とする。また、周辺環境に配慮した植栽計画を行い良好な景観形成に寄与するとともに、事業実施区域との境界は全周にフェンスを設けるなど安全対策を施す。

(8) 配置計画

施設の配置計画方針は次頁に示すとおりである。安全面を重視し、爆発事故等によるリスクを分散するために可燃ごみ処理施設と不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は別棟として計画する。



※概略配置計画例であり、実際の配置はプラントメーカーの提案によるものとなる。

9. 造成計画

(1) 計画地盤高さ

能代市津波ハザードマップ上で建設地西側の一部が 0.5～3.0m の浸水深が想定されていることを考慮し、計画地盤高さを想定浸水深より高い TP=17.5m 以上に計画する。また、想定浸水は津波によるものであるため、津波のせり上がりも考慮した計画とする。

(2) 造成方法

景観に配慮すると共に、隣接地等に圧迫感を与えないため、造成方法は擁壁を設けない切土、盛土の土構造を基本とする。

(3) 取付道路

取付道路は車両のすれ違いが可能となるように拡幅するものとする。また、寒冷地であることを考慮して傾斜路の勾配を設定すると共に、必要に応じて凍結防止策を施す。

(4) 雨水排水

敷地内で発生する雨水については、周辺敷地や河川へ放流することがないよう、可能な限り場内で浸透処理する計画とする。

10. 事業全体スケジュール

主な業務等		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	基本設計	■							
2	現況調査（測量・地質）	■							
3	PFI等導入可能性調査	■							
4	生活環境影響調査	■	▲						
		公告・縦覧（令和2年10月頃）							
5	用地取得		■						
6	都市計画決定		■						
		都市計画審議会（令和2年12月頃）							
		都市計画決定（令和3年1月頃）							
7	事業者募集・評価・選定		■	■					
		入札公告（令和3年2月頃）							
		事業契約締結（令和3年12月頃）							
8	設計・建設工事				■	■	■	■	■
		(実施設計)							
		(造成工事)							
		(本体工事)							
9	施設稼働							■	■
		供用開始（令和8年4月頃）							

注）本スケジュールは予定であり、社会情勢等により変更となる場合がある。